

日本赤十字社富山県支部AED（自動体外式除細動器）貸出要綱

1 目的

県内各地で開催される各種イベントやスポーツ大会等（以下「イベント」という。）で、多数の地域住民等が集まる会場における不慮の事故に対応するため、日本赤十字社富山県支部（以下「支部」という。）のAEDを貸出すことにより、AEDの普及を図るとともに、市民から救急隊、医療機関へと「救命の連鎖」の支援を行うことを目的とする。

2 貸出対象者

AEDの貸出を受けることができる者は、原則として次のいずれかの条件に該当し、イベントの関係者であること。

- (1)赤十字救急法基礎講習修了者認定証を有する者。
- (2)赤十字救急法等指導員資格を有する者。
- (3)医師もしくは救急救命士と同等の資格を有する者。

3 貸出物品

- (1)自動体外式除細動器 1台
- (2)予備電極パッド （成人用1組）
- (3)レスキューセット一式、取扱いDVD

4 貸出期間等

支部が認めたイベント期間及びその前後数日とする。
また、貸出地域については、原則として富山県内とする。

5 貸出手続き

AED貸出申込書（別紙様式1）に必要事項を記入し、貸出希望日の概ね1ヶ月前までに提出させ、適切と支部が判断した時、貸出するものとする。

6 貸出物品の管理

貸出を受けた者は、貸出品の紛失、毀損等に十分注意し保管管理に努めなければならない。
支部は、機器に故意または、重大な過失等により故障が認められた場合は、借受者にその補償経費等を請求するものとする。

また、貸出されたAEDを使用した場合は、その状況をAED使用報告書（別紙様式2）に必要事項を記入のうえ提出し、使用した電極パッド等の消耗品は借受者が実費補充代金を支払うものとする。（参考：電極パッド1組 約10,000円）

7 返却方法

貸出を受けた者は、貸出期間を超えない時期に支部へ返却すること。

附則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月22日から施行する。